



2024年11月1日

ミドルインカム・トラップの現状

公益財団法人 国際通貨研究所
理事長 渡辺 博史

ワシントンで開催された IMF/世界銀行総会のフリンジで開かれた会合において、新興国の直面する「ミドルインカム・トラップ」の克服についてのセッションのモデレーターを務めた。

このレベルの所得水準に上がってくる国は当然に増えているが、同時に解決法の難しさも増している。既に過去 40 年くらいにわたって、これは議論されてきているが、この罫にはまった国数はなかなか減らず、対応策についての提案がいろいろ行われている。

処方箋が正しいにしても、多くの国において処方箋の無視なり懈怠が頻発している中で、解決は簡単ではないが、最近の国際環境の悪化は、処方箋自体の見直しを迫っている。

前世紀末からの 20~30 年においては、モノ、カネ、情報、ヒトが制約少なくスムーズに動くことが前提とされていたが、最近の米中対立、ロシアのウクライナ侵攻などの結果、

- ① モノの動きには、地政学的な配慮から取引相手国に制限がかかるのみならず、高率の関税を提案する政治勢力が伸長している。
- ② カネの動きにも、投資先国の限定が行われ、また使用目的の限定も始まっている。
- ③ 情報の動きも極端に増えた後、その国境超えの使用に大きく規制をかけようとする動きが顕在化している。また、IT 先進国と IT 後進国の間の情報収集、解析のギャップは大きく、非対称性の問題が大きくなっている。
- ④ ヒトの動きについても、難民受け入れの増嵩から、これ以上の流入には理由を問わず抑制的姿勢を強める先進国政府が増えるのみならず、テロリスクもあって EU では「シェンゲン協定」がほとんど無効化するほどの制約が加えられている。

さらに、これらの要因に加えて、

- ⑤ 20 世紀後半において、NIES が伸びた時期の「競争相手」は、欧米+日本という国群でしかなかったが、現在においては、新興国、開発途上国の競合相手は、欧米+日本+NIES+中国と大きく増えており、よりシビアな競争にさらされている。

- ⑥ 産業促進には「環境配慮」という極めて大きな制約が課されている。大きくなれば良いという思考自体が制約されている。
- ⑦ また IT 活用によって産業の構造変化、生産構造のシフトが生じており、「少ない雇用でも豊かな GDP」がもたらされる結果、まだ人口増加が顕著なこれらの国々でも就業機会の縮小が始まっている。
- ⑧ その結果もあって、プラスの GDP 成長にもかかわらず所得分布での下の方の 3 割くらいには「ワースオフ」が生じるようになっている。
- ⑨ また潤沢な資金累積の結果、金利が相対的に低下する中で高利回りを求める資金は、単純な投資資金（製造設備、インフラ、環境対策など）として運用されず、「マネーゲーム」に投下される。
- ⑩ その結果、金融資産収益の稼得が一部に偏り、ここでも所得配分の不均衡化が進んでいる。
- ⑪ それが「総合的な所得配分の均衡化」への強い要望となって国民＝有権者が強く訴える最重要事項となり、
- ⑫ それへの対応が不十分な政府・与党は軒並み選挙で敗北する動きになっており、計画策定及びその実施の中核となるべき安定的な公的主体が存在しにくくなっている。

というように、なかなか難しい状況になっている中での「新しい効果的な処方箋」は簡単には作られない。

また、モノの取引の制限は往々にして先進国の物価上昇を引き起こす結果、インフレ対応としての金利の引き上げを招来し、必要資金の調達コストは増している。

さらに、産業構造の変革に不可欠な基礎的なインフラの整備は本来国民からの税金で実行すべきであるが、不安定な政権は国民に負担増加を求めることができず、海外資金も含めての借金に依存する型になってくる。

この議論の過程で多くの参加者から、この借金依存型への傾斜は今や先進国にも見られ、「モンスターのよう肥大化した借金の山」の問題がすべての国を横断した今後の最大の課題となるという指摘がされた。

このような議論を聞いているだけでも困難さ、厳しさが身に刺さってきた。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2024 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>